

第1回共通到達度確認試験

令和2年1月12日実施

憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止，問題冊子の持ち帰り，解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは，解答が終了しても途中退出はできません。ただし，トイレ・急病等，やむをえない事情で退席される場合は，挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は，問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは，HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外，シャープペンシル等）を使用した場合，採点装置で読みとることができず，無効と判断されることがあります。

試験時間中，机の上に置いておけるものは，受験票，学生証，鉛筆，メモ用のシャープペンシル，消しゴム，手動の鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡だけです。その他の物（六法，筆箱，眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー，定規，ボールペン，耳せん，ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また，携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って，カバン等にしまってください。

3. 解答方法

問題は，正誤問題20問と五肢択一問題10問，合計30問あります。

記載されている試験科目と問題番号，解答欄をよく確認のうえ，マークしてください。

各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は，跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

機械で採点しますので，解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明，落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが，どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで，問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は，問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合，「失格」とし，その時点以降の受験をお断りします。また，すでに受験した部分についても無効とし，採点は行いません。

①試験中に，他人に援助を与えたり，他人から援助を受けたりした場合

②他人に代わって試験を受けた場合

③他人に対する迷惑行為を行った場合

④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等，試験監督員の指示に従わなかった場合

⑤その他，不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は，本日中（20時頃まで）に公表します。法科大学院協会のウェブサイト（<http://www.lskyokai.jp/>）のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き，詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

国家権力を憲法によって制限しようとする立憲主義の観点からすると、裁判所による違憲審査制は重要な意味をもっているので、立憲的意味の憲法は明文で違憲審査制を定めている。

問題 2

憲法前文は、日本国民がこの憲法を確定すると謳^{うた}っているが、憲法 99 条は憲法尊重擁護義務を負う主体として、国民を挙げていない。

問題 3

憲法に反する法令は効力を有しない旨を定める憲法 98 条 1 項により、旧憲法の下で成立したすべての勅令は無効とされた。

問題 4

憲法は、外国の大使および公使を接受することを天皇の国事行為と定めているが、外国の元首を接受することを天皇の国事行為と定めてはいない。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊が、憲法 9 条 2 項にいう「戦力」に該当するか否かは、主権国としての日本国の存立の基礎にきわめて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものであるから、一見きわめて明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の対象とはならない。

問題 6

最高裁判所の判例によれば、憲法第 3 章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものであるが、政党への寄附は、事の性質上、自然人たる国民にのみ認められた参政権の行使に直接または間接の影響を及ぼすおそれがあるから、会社は政治資金の寄附の自由を有しない。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合には、憲法 19 条をはじめとする自由権的基本権の保障規定の適用ないし類推適用が認められる。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、大学の自治は、大学の教授その他の研究者の人事、および、大学の施設と学生の管理について認められている。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、公的人物に対する名誉毀損が成立するのは、表現行為がいわゆる現実の悪意をもってされた場合、すなわち、表現にかかる事実が真実に反し虚偽であることを知りながらその行為に及んだとき、または虚偽であるか否かを無視して表現行為に踏み切った場合に限られる。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、日本放送協会（NHK）と放送受信契約をしなければならない旨を定める放送法の規定は、金銭的な負担なく受信することのできる民間放送を視聴する自由を制約する。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、外国旅行の自由に対する制限が許されるのは、その者が日本国の利益または公安を害する行為を行うことについて、明白かつ現在の危険がある場合に限られる。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、憲法 31 条の定める法定手続の保障が行政手続にまで及ぶと解すべき場合であっても、行政処分の手続に、常に必ず事前の告知、弁解、防御の機会を与えることを必要とするものではない。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、生活保護法 56 条の規定は、憲法 25 条の要請を受けて、保護基準自体の不利益変更の禁止を定めたものである。

〔参照条文〕生活保護法

(不利益変更の禁止)

第 56 条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、立候補の自由は選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえできわめて重要であることから、憲法によって保障されている。

問題 15

最高裁判所の判例によれば、憲法 17 条は、国または公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則としたうえ、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断にゆだねたものである。

問題 16

憲法は、両議院における議事および議決の定足数は総議員の 3 分の 1、憲法改正の発議の議事および議決の定足数は総議員の 3 分の 2 とそれぞれ明文で定めている。

問題 17

憲法 73 条 4 号は、内閣が行う事務として「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること」を定めているが、地方公共団体の公務員も、ここにいう「官吏」に含まれる。

問題 18

付随的違憲審査制の下では、憲法判断は具体的事件の解決に必要な限りで行われるべきであるため、裁判所が判決の結論に結びつかない傍論の部分において憲法判断を行うことはない。

問題 19

憲法 84 条にいう「租税」を，国がその経費を支弁するため国民から強制的に無償で徴収する金銭と解すると，財政法 3 条は憲法 84 条の要請を確認した規定であることになる。

〔参照条文〕

○日本国憲法

第 84 条 あらたに租税を課し，又は現行の租税を変更するには，法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

○財政法

第 3 条 租税を除く外，国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については，すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

問題 20

現行法によれば，地方公共団体における長と議会との関係については，議院内閣制ではなく首長制が採用されているため，長による議会の解散は認められていない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

問題 21

憲法上の権利の保障内容に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない。
- イ. 思想・良心の自由は、信仰に準ずべき世界観や主義主張などに限らず、広く事物に関する是非弁別の内心的自由も保障するものである。
- ウ. 静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益は、信教の自由の保障に照らして法的利益として認められる。
- エ. 情報等の摂取を補助するためにする筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なる。
- オ. 報道機関の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条 1 項のもとにあるとまでは言えないが、その趣旨に照らし、十分尊重に値するものである。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 22

憲法上の権利に対する制約の態様に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 宗教法人法が定める宗教法人の解散命令は、もっぱら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、その信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果をとみなわないから、信教の自由を間接的に制約することもない。
- イ. 婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定にゆだねられるべきであるという趣旨を明らかにした憲法24条1項に照らし、婚姻をするについての自由は十分尊重に値するが、女性についてのみ再婚禁止期間を定める民法の規定は、婚姻に対して直接的な制約を課している。
- ウ. 信仰上の理由により剣道実技の履修を拒否した公立高専の学生に対する原級留置処分および退学処分は、それらによる重大な不利益を避けるために自己の信仰上の教義に反する行動をとることを余儀なくさせられるという性質を有するものであるから、当該学生の信教の自由を直接的に制約する。
- エ. 公立高校の卒業式における国歌斉唱の際に教諭に起立斉唱を命じる職務命令は、「日の丸」や「君が代」が戦前の軍国主義等との関係で一定の役割を果たしたとする歴史観ないし世界観を有する個人の思想および良心の自由を直ちに制約するものではない。
- オ. 裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、それは単に行動の禁止にともなう限度での意見表明の自由に対する間接的、付随的な制約にすぎない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 23

包括的基本権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するから、撮影される本人の同意または裁判官の令状がない限り、警察官が個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し許されない。
- イ. 前科および犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公表されないという法律上の保護に値する利益を有しており、この理はその公表が公的機関によるものであっても、私人または私的団体によるものであっても変わるものではない。
- ウ. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血をとまなう医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合であっても、医師が患者の救命義務を優先して、手術中に輸血以外に救命方法がない事態になれば輸血するという方針を患者に説明しないことも許される。
- エ. 自己消費目的の酒類製造は、販売目的の酒類製造とは異なり、これを放任しても酒税収入が減少するおそれは小さいから、酒税法が酒類製造を一律に免許の対象としたうえ、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することは、酒類製造の自由を侵害し憲法 13 条に反する。
- オ. 指紋は、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるから、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法 13 条の趣旨に反して許されない。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 24

夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称することを定めた民法 750 条の規定（以下、本件規定）の憲法適合性に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例（最大判平 27・12・16 民集 69・8・2586）に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 氏は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であるから、人格権の一内容を構成する。
- イ. 婚姻によって氏を改める者は、アイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用するなかで形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受けるため、「氏の変更を強制されない自由」は憲法 13 条により保障される。
- ウ. 本件規定は、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、夫婦がいずれの氏を称するかは、当事者間の協議による自由な選択にゆだねられているから、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めているとしても、憲法 14 条 1 項には違反しない。
- エ. 憲法 24 条は、単に、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律が制定されればそれで足りるというものではなく、人格的利益や両性の実質的な平等に十分に配慮した法律の制定を求めるものである。
- オ. 婚姻は、戸籍法の定めるところにより、これを届け出ることによってその効力を生じ、夫婦が称する氏は婚姻届の必要的記載事項であるから、本件規定は、婚姻に対する直接的な制約を課すものである。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 25

職業選択の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 職業選択の自由は選択した職業を遂行する自由をも含むものではないため、営業の自由は憲法 22 条 1 項ではなく憲法 29 条によって保障されている。
2. 職業は個人の人格的価値と不可分の関連を有するので、職業の自由に対する公権力の規制は、精神的自由に対する規制と同様に、厳格かつ明確な要件の下でのみ許される。
3. 職業の許可制は職業の自由に対する強力な制限であるから、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置である場合に限って合憲となる。
4. 酒類販売業の免許制は、社会経済の調和的発展をはかるという観点から、経済的基盤の弱い酒類販売業者を過当競争から保護するための積極目的規制である。
5. 小売市場の開設に対する適正配置規制は、よりゆるやかな制限によっては立法目的を十分に達成することができないと認められる場合に限って合憲となる。

問題 26

教育を受ける権利に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 憲法 26 条 2 項後段は、国が義務教育を提供する場合に有償としないことを定めたものであり、同条項の「無償」とは、教育提供に対する対価としての授業料を徴収しないことを意味する。
- イ. 子どもの教育内容や方法につき、国は原則として介入権能をもたず、教育の実施にあたる教師が、その教育専門家としての立場から国民に対して教育的、文化的責任を負う形で、その内容や方法を決定、遂行すべきである。
- ウ. 憲法 26 条の諸規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有するとの観念が存在している。
- エ. 学問の自由を保障した憲法 23 条により、学校において現実に子どもの教育の任にあたる教師は、教授の自由を有し、公権力による支配、介入を受けないで自由に子どもの教育内容を決定することができる。
- オ. 学習指導要領には、法規としての性質はなく、その目標や内容は訓示規定に留まるものであり、教師による学習指導要領に違反する行為が、当該教師の懲戒処分の理由となることはない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 27

労働基本権に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 最高裁判所の判例によれば、勤労者について、本来経済的地位向上のための手段として認められた争議行為を、その政治的主張を貫徹するための手段として使用しうる特権があるとはいえないから、そうした争議行為が表現の自由として特別に保障されるということもない。
- イ. 憲法 28 条に規定する労働基本権は、使用者対労働者の関係に直接適用されることを意味しており、国に対して労働者の同権利保障の措置を要求したり、同権利を制限する立法等を禁止したりするといった規範的意味を有していない。
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、労働組合の統一候補以外で公職選挙に立候補しようとする組合員に、組合が勧告等の域を超えその取りやめを要求し、従わない場合に同人を統制違反者として処分することは、組合統制権の限界を超える。
- エ. 警察職員や自衛隊員といった公務員には、現行法上、いわゆる労働三権のうち、団結権が認められる一方、団体交渉権と団体行動権は否定されている。
- オ. 最高裁判所の判例によれば、公務員の争議行為は、公務員の地位の特殊性と勤労者を含めた国民全体の共同利益の保障という見地から、一般私企業における場合とは異なる制約に服すべきである。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 28

衆議院および参議院に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 公職選挙法は、参議院議員を比例代表選出議員と選挙区選出議員とに分けて、比例代表選出議員については全都道府県の区域を通じて選挙し、選挙区選出議員については都道府県を単位とする47の選挙区において選挙することを定めている。
- イ. 国会の意思が成立するためには両議院の意思の合致が必要である。そのため、法律案の議決と条約の締結の承認について、参議院が衆議院と異なった議決をした場合には、必ず両院協議会を開かなければならない。
- ウ. 憲法は、条約の締結に必要な国会の承認の議決については予算に関する規定を準用しているが、衆議院の予算先議権の規定は準用していないので、条約の締結の承認を先に参議院で議決することは可能である。
- エ. 衆議院の解散後、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会が国会を代行することができる。参議院の緊急集会は、参議院の総議員の4分の1以上の要求があるときに開かれる。
- オ. 衆議院が内閣不信任決議案を可決した場合、内閣は、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならないが、参議院が可決した内閣総理大臣の問責決議には内閣総理大臣に辞職を強制する法的効力がない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 29

内閣総理大臣の地位と権限に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会が指名するのが通例であるが、憲法は「国会議員の中から国会の議決で」指名する旨を規定しているにすぎないので、参議院議員の中から内閣総理大臣を指名することも可能である。
2. 内閣総理大臣が欠けたとき、内閣は総辞職しなければならないが、ここにいう「欠けたとき」には、死亡、除名、国会議員としての地位の喪失の場合のほか、自主的な辞職の場合も含まれる。
3. 国会による内閣総理大臣の指名の際に両院の議決が一致しない場合、必ずしも両院協議会を開催する必要はないが、両院協議会を開いた場合にその意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。
4. 明治憲法下の内閣総理大臣は「同輩中の主席」にすぎず、国务大臣を罷免する権限は与えられていなかったが、日本国憲法では内閣総理大臣の権限が強化され、内閣総理大臣は国务大臣を任意に罷免することができる。
5. 最高裁判所の判例によれば、内閣総理大臣は、閣議で決定した方針がない場合でも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有する。

問題 30

裁判官の身分保障に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の裁判官は、憲法上その身分が強く保障されており、心身の故障による場合と弾劾による場合にしか罷免されることはない。
2. 弾劾裁判により罷免の宣告を受けた裁判官が、その裁判を不服として、最高裁判所にその取消しを求めることはできない。
3. 裁判官の懲戒処分は、裁判官分限法に基づき、分限裁判によって行うこととなっており、行政機関が裁判官の懲戒処分を行うことは、憲法上許されない。
4. 最高裁判所の判例によれば、裁判官の懲戒処分を行う際の分限裁判において、その審問を非公開で行ったとしても、裁判の公開原則には違反しない。
5. 最高裁判所の裁判官であっても、下級裁判所の裁判官であっても、その報酬が在任中減額されない旨が、憲法上明文で規定されている。

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。